平成２２年（フ）第２６号
釧路市美原５丁目61番12号
債務者　田村　清治
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　拓人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２７号
埼玉県三郷市早稲田２丁目16番地16　はまなすコーポ101
債務者　大竹　秀一
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　真名
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２８６号
横浜市青葉区鴨志田町806番地19
債務者　櫻庭　由美
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月24日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３７３号
愛知県豊川市東豊町２丁目143番地
債務者　中村　龍也
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　隆穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第７３０号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町５丁目256番地
債務者　梅村　順一
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　所　寿弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８９６号
岐阜市御望951番地234
債務者　村下　博文
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　所　寿弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４８号
北海道北斗市七重浜２丁目24番27号
債務者　太田　敏則
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５１号
函館市湯浜町13番12号
債務者　松下香菜子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１号
群馬県沼田市薄根町3684番地７
債務者　白石　智章
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第８２号
和歌山県日高郡みなべ町埴田1574番地８
債務者　舩山　珣子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第４号
和歌山県田辺市目良１番36号
債務者　窪田美奈子（旧姓下村）
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第１３号
三重県伊勢市神田久志本町1754番地３
債務者　鵜飼　裕子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１６６３号
埼玉県鴻巣市八幡田821番地
債務者　松尾　美幸
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８０４号
埼玉県川口市柳崎５丁目９番21号　リブレア川口Ｂ棟102号室
債務者　海老原香織
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８１９号
さいたま市緑区東大門２丁目17番地８　シティハイム外町201
債務者　矢島　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８４２号
さいたま市浦和区瀬ヶ崎３丁目４番１号　４―104
債務者　山中　孝志
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８５２号
埼玉県川口市大字東本郷1349番地の３　ヒルトップハイツＤ―201号
債務者　横山　高幸
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係